

## (仮称) 新白滝山風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての意見及び事業者見解

| 番号 | 項目  | 意見・質問   | 事業者の見解   |
|----|-----|---|--|
| 1  | 大気質 | <p><b>【要約書 31】</b><br/> 「工事の実施に関する内容」-「工事用資材等の搬出入」に関連し、「残土」等の輸送にあたっては、乾燥等により土砂等が飛散しないように適切な処置を検討するようお願いしたい。<br/> また、工事等の車両の集中による大気質への影響を考慮し、工事等車両の時間的、空間的な分散を、可能な範囲で図って事業を実施いただきたい。</p> | <p>「残土等」の輸送にあたりましては、土砂等の飛散による生活環境への影響が出ない方法での輸送に努めます。また、必要に応じ散水することで土砂等の飛散を防ぐよう努めます。<br/> また、工事用車両の運用については、一極集中しないように分散化を図るよう、計画の検討を行ってまいります。</p>  |
| 2  | 大気質 | <p><b>【要約書 32】</b><br/> 配慮書では記載があった大気質を選定項目から外した理由は、H10.6.12の通商産業省令第54号「発電所アセス省令」に基づくということでしょうか。</p>  | <p>環境影響評価項目については、H10.6.12の通商産業省令第54号「発電所アセス省令」第二十一条六風力発電所の別表第六に示される参考項目に基づき設定しました。<br/> 「発電所アセス省令」を解説した「発電所に係る環境影響評価の手引き」(令和6年2月、経済産業省産業保安グループ電力安全課)によると、風力発電所に係る参考項目として、大気質(窒素酸化物や粉じん等)は、「他の発電所と比較して工事用車両の台数が少なく、工事期間が短いこと、これまでの事後調査や予測の結果から、その影響の程度は小さく、環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから、参考項目として設定しない。」とされていることから選定していません。<br/> また、配慮書においても同様に、上記を参考と</p> |

| 番号 | 項目 | 意見・質問  | 事業者の見解   |
|----|----|--|--|
|    |    |  | <p>しており、環境影響評価項目として選定していませんでした。</p> <p>ただし、今後の工事の実施にあたり、工事用資材等の搬出入に係る車両や建設機械については、可能な限り排出ガス対策型を採用することや、車両の分散化、土砂等の飛散防止に努めます。</p>   |
| 3  | 騒音 | <p><b>【方法書 6-5 (245)、6-6 (246)、6-20 (260)】</b></p> <p>建設機械の稼働に基づく騒音は、住宅等から離隔があることを理由に、評価項目としては選定しないとしています。</p> <p>他方、方法書案の対象事業実施区域には、資材の搬入路での拡幅などの可能性があるとして、住宅等に近接する区域を含めています。</p> <p>これにつき、離隔が確保できない場所で建設機械を用いる可能性がある場合には、同項目を評価項目に選定することを検討していただくようお願いします。</p> | <p>道路の拡幅につきましては、大規模なものではなく、部分的な拡幅を行う程度であり、また、必要となる工事期間も短期間であることから、評価項目として選定していません。</p> <p>今後の事業計画において、周辺住民への影響を極力回避できるよう、住宅の周辺での改変を避けることに努めます。一方、改変が避けられず、周辺の生活環境に影響が出ることが想定された場合は、評価項目として検討いたします。</p> |
| 4  | 水質 | <p><b>【方法書 6-31 (271)】</b></p> <p>水質の調査地点は、下流域への影響を考慮し、集水域下流部に定めたと理解しました。</p> <p>集水域内には、清流を特徴とする観光資源・人と自然とのふれあいの活動の場である豊北峡を含みます。排水放流地点などを予測（調査）地点に加えるなど、豊北峡への環境影響が回避・低減されているかの評価も検討していただくようお願いします。</p>   | <p>豊北峡が位置する蓋の井川流域の代表地点として、蓋之井堰堤の下流に位置する WP1 を調査地点として設定しております。</p> <p>水質（濁り）の予測にあたっては、流域ごとの改変面積をもとに、各排水地点での浮遊物質量（SS）を予測したうえで、集水域におけるその他の流入量を考慮し、各予測地点の浮遊物質量を算</p>                                       |

| 番号 | 項目                 | 意見・質問  | 事業者の見解   |
|----|--------------------|--|--|
|    |                    |  | <p>出します。</p> <p>このため、豊北峡についても、同様に、蓋の井川として、環境影響が回避・低減されているかの評価を行います。</p>  |
| 5  | 人と自然との触れ合いの活動の場    | <p>【方法書 6-58 (298)、6-59 (299)】</p> <p>評価方法として、現在の活動・利用状況を調査するとされていますが、現在の白滝山等の利用状況は、既設発電機の影響を受けている可能性があります。</p> <p>跡地利用とはいえ、住民等からみると、既設発電所の運転終了・撤去後に、新たな発電機が新設される事業となります。地域の関係者・愛好家等へのヒアリングを行うなどを通じて、実行可能な範囲での回避・低減が行われているか確認することで、環境保全への配慮に関する地域の理解を得ることが好ましいと考えます。</p> | <p>今後、現地調査に入る際には、事前に地元関係者にヒアリングを行うことで、適切な実施時期を選定することを考えております。</p> <p>影響の予測評価に際し、ヒアリング項目に、既設風力発電所の影響の有無を確認することを加えることを検討します。</p>   |
| 6  | 全般<br>(騒音、振動、風車の影) | <p>【要約書 39、43、52】</p> <p>「別荘」等、居住期間が限定的な施設の取り扱いはどのようになっていますか(別荘等は存在しない、あるいは住宅に含めて取り扱っている等)。</p>  | <p>風力発電機からの騒音の寄与値は、距離及び空気減衰だけでなく、地形による影響を受ける等、風力発電機の配置により異なります。今後、風力発電機設置位置の検討結果を基に、騒音寄与値の面的な予測を行い、予測対象地区ごとに騒音寄与値が最大となる住宅を選定し、予測地点としています。</p> <p>また、風車の影につきましても、距離だけでなく地形の遮蔽により影響を受ける範囲が変化する</p> |

| 番号 | 項目 | 意見・質問 | 事業者の見解   |
|----|----|-------|--|
|    |    |       | <p>ため、今後、風力発電機設置位置の検討結果を基に、風車の影がかかる時間の面的な予測を行い、影響を受ける可能性のある住宅を選定し、予測、評価の対象としていきます。</p> <p>これらの検討を行うにあたり、国土数値地図情報に整理されている建屋のデータでは、住居であるのか、それ以外の建物であるのかの判断ができないため、建屋データに対してゼンリン住宅地図を照らし合わせ、居住実態のある住宅であることを確認します。</p> <p>別荘につきましては、住宅地図や登記簿情報からも居住期間が限定的な施設であるのかの判断はできないため、上記の手法で住居として判断されたものについては、全て対象といたします。</p> <p>なお、騒音、振動については、沿道の代表地点にて予測を行うこととしております。また、本計画において風力発電機設置想定尾根から、現状把握できている周辺の住宅まで1km以上の距離が確保できていることから、建設機械の稼働による騒音、振動の予測、評価は想定しておりません。</p> |